令和８年（フ）第１６０号
愛知県豊田市美里５丁目20番地８　サンシティ成田303号
破産者　坂田　聖也
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
愛知県岡崎市牧御堂町字郷前21番地16、前住所愛知県岡崎市羽根町字貴登野41番地８　セブンハイツ貴登野303
破産者　井戸　朋子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
愛知県刈谷市板倉町３丁目４番地３　稲垣貸店舗（南側より３戸目）２階部分、住民票上の住所愛知県刈谷市板倉町１丁目15番地１
破産者　生川　　実
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
愛知県岡崎市六名南２丁目３番地17　グリーンハイツ　202
破産者　工房堅匠こと　山下　堅生
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２６８号
愛知県豊田市大島町片平77番地　グレイスリリーＡ－104号
破産者　宇都　一成
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１７０９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目１番21号、前住所和歌山県橋本市三石台２丁目４番地の８
破産者　片渕　知美
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２９６４号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目１番21号、前住所和歌山県橋本市三石台２丁目４番地の８
破産者　片渕　正一
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０２７号
滋賀県守山市浮気町126番地、開始決定時の住所大阪市淀川区西中島２丁目３番15－1103号
破産者　大西　絢也
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６７１号
大阪市北区天神橋７丁目10番５号　ジェイワン天七ビル　402号室
破産者　愛甲　清彦
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７０７号
大阪市中央区島之内１－22－17－1101、住民票上の住所大阪市西区西本町１丁目13番39－1005号
破産者　江川　洋史
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７８３号
大阪府高槻市宮之川原元町４番１号　弓樹マンション204号
破産者　平山　友美
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２０号
大阪市中央区南船場１丁目４番28－702号
破産者　プラスこと　森下　正憲
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１７５号
大阪府四條畷市中野本町38番１－405号、開始決定時大阪府四條畷市中野３丁目５番46号
破産者　高山　匡貴
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１８号
堺市北区南長尾町５丁２番６号　エスポワール103号
破産者　尾倉　広晃
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１６号
堺市堺区三宝町２丁136番地１　カルム堺Ｂ棟109号
破産者　沼澤　大輔
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
大阪府藤井寺市西古室１丁目19番15号
破産者　徳久　輝明
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
大阪府富田林市木戸山町10番９号
破産者　杉谷　良三
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第６９８号
神戸市兵庫区西橘通２丁目１番８号
破産者　高山　幸三
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７５０号
神戸市中央区海岸通３丁目１－22セレニテ神戸元町903号、住民票上の住所神戸市垂水区上高丸３丁目10番23号
破産者　高橋　孝則
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部